

# 山梨県公報

第二千六百三十五号

平成二十八年

九月八日

木曜日

## 目次

### 告示

○県営土地改良事業計画の変更……………七七七  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………七七七

### 公告

○落札者の決定について……………七七七  
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………七七八  
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………七六八  
○農用地利用配分計画の認可の申請……………七六九  
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し……………七七一  
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七七三  
○落札者の決定について(三件)……………七七四

## 告示

### 山梨県告示第二百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業天王原地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十八年九月九日から同年十月十一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成二十八年十月十二日から同月二十六日まで

### 山梨県告示第二百九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年九月八日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十八年九月一日
- 二 指定道路の位置 韮崎市藤井町南下條字水無四百三番七
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十・一九メートル

## 公告

●落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十八年九月八日  
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 積算システム用機器等
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
  - (一) 名称 山梨県森林環境部森林環境総務課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年七月二十七日
- 四 落札者の名称及び住所
  - (一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社
  - (二) 住所 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 八千二百一十一万四千五百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年六月十六日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十九年一月十日まで縦覧に供する。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 イオンモール甲府昭和
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

- 3 変更の年月日 平成二十八年八月九日
- 三 届出年月日 平成二十八年八月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十九年一月十日まで縦覧に供する。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男	東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 イオンモール甲府昭和
  - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地地区画整理地内一街区
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二万八千平方メートル	四万五千六百平方メートル

駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 二千五百台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百五十台
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五百台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 六百五十台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 五百九十三平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 六百四十一平方メートル
来客が駐車場を利用することができる時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 平面駐車場、屋上駐車場及び別地駐車場(西) イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで 二 別地駐車場①から別地駐車場⑥まで イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 平面駐車場、屋上駐車場及び別地駐車場(西) イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から翌午前四時まで 二 別地駐車場①から別地駐車場⑩まで イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口一箇所、出口一箇所及び出入口十三箇所 位置 届出の図面のとおり	数 入口一箇所、出口一箇所及び出入口十八箇所 位置 届出の図面のとおり
荷さばき施設における	次の各号に掲げる荷さばき施設	次の各号に掲げる荷さばき施設

<p>いて荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から翌午前零時まで</p> <p>二 荷さばき施設② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設① イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から翌午前零時まで</p> <p>二 荷さばき施設② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>三 荷さばき施設③ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午前六時三十分まで</p>
<p>3 変更する年月日 平成二十九年九月一日</p> <p>三 届出年月日 平成二十八年八月九日</p> <p>四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター</p>	<p>● 農用地利用配分計画の認可の申請</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。</p>

平成二十八年九月八日  
農用地利用配分計画

山梨県知事 後 藤 齋

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称 居住し、又は所在する市区町村	賃借権の設定等を受ける土地 所在	面積(平方メートル)
農事組合法人 いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字小 岩清水四千二百三十六番	一、一七八
新津雄大	南アルプス市	南アルプス市江原字起田 五百九十四番一外二筆	一、三八一
新興長生	韮崎市	韮崎市大草町上條東割字 坂下千六百四十二番二外 二筆	二、一〇七
荒井直樹	山梨市	山梨市下栗原字一休エ門 千十六番一外一筆	二、四三三
奥秋富弘	都留市	都留市厚原字牛石千五十 七番	一、八〇〇
浅川辰一	北杜市	北杜市大泉町西井出字方城 三千三百二十四番外七筆 北杜市大泉町西井出字泉 下五千七百二十四番外二 十二筆	二、九〇一 三六、五三三

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

二 縦覧の場所等

農事組合法人 玉浅	北杜市	北杜市高根町浅川字中反 千六百二十一番外十九筆	九、八六五
株式会社白州 郷牧場	北杜市	北杜市白州町横手字下北 田二千三百三十九番二	一、二七九
高井文子	北杜市	北杜市大泉町西井出字苗 敷沢八千三百三十七番外一 筆	二、二二二
笹原嘉伸	甲斐市	甲斐市大笠字久保入二千 百二十三番一	一、七〇七
内田健太郎	甲州市	甲斐市団子新居字堰上千 三百十九番	一、六一一
武居武仁	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字赤 坂千七百九十七番外九筆 甲州市塩山藤木字中沢七 百三十一番一外二筆	一、七九五 一、六〇一

三 意見書の提出先等

- 提出先 二の1に掲げる場所
- 記載事項
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容  
(三) 意見

3 提出期限 平成二十八年九月二十二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年八月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 松徳建設工業

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山二千四百三十二番地一

3 代表者の氏名 松村徳八

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第八〇一〇号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工

事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年八月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 日星株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市酒折一丁目一番十一号

3 代表者の氏名 近野浩士

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第九三一五号

四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年八月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 藤原板金工業所

2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田八百十四番地四

3 代表者の氏名 藤原いく子

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二六）第八八四三号

四 処分の内容 屋根工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十八年八月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 長田板金工業

2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十番二号

3 代表者の氏名 長田光司

三 許可番号 山梨県知事許可（般一二五）第八九二〇号

四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社小林石材
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村千百二番地
  - 3 代表者の氏名 小林權治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五七七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 朝日建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市緑が丘二丁目十番一号
  - 3 代表者の氏名 破産管財人 清水毅
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二八）第四〇二五号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 山梨ソーバイフォー有限公司
  - 2 主たる営業所の所在地 中央市東花輪九百二十七番地七
  - 3 代表者の氏名 清算人 小林幸子
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八一四三号
  - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社依田組土木
  - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町高田二千三百八十四番地
  - 3 代表者の氏名 依田正富
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八五四八号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 有限会社土屋工務店
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市荒川一丁目十一番三十二号
- 3 代表者の氏名 土屋厚
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五六四六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 睦工業有限公司
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野百九十八番地
  - 3 代表者の氏名 山田宗次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八八〇九号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月二十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 渡辺工業
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町山崎九十七番地一エルモードハイッシー

- 3 代表者の氏名 渡邊謙一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七五四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年八月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 モリタ空調サービス
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市池田三丁目七番十号
  - 3 代表者の氏名 森田裕昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八四九六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年八月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 昭和町常永土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十年三月十七日から平成二十八年十月三十一日まで
- 三 施行地区 中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、同町大字飯喰字出間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、同町大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、同町大字上河東字田之神田の一部並びに同町大字河東中島字山伏の一部
- 四 事務所の所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二昭和町役場内

- 五 設立認可の年月日 平成二十年三月十七日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十年三月十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成二十八年八月三十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 ひざ形汎用フライス盤立形(株)エツキMSⅤ
- (二) 数量 十二式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県出納局管理課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年七月六日

四 落札者の名称及び住所

- (一) 名称 清水工機株式会社

- (二) 住所 山梨県南アルプス市上今諏訪七百五十番地

五 落札金額 一億六千四百六十六万六千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月二十六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 情報処理実習装置

- (二) 数量 四式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県出納局管理課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年七月六日

四 落札者の名称及び住所

- (一) 名称 株式会社システムインナカゴミ

- (二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号

五 落札金額 三千六百七十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月二十六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 総合実践実習装置・情報処理実習装置

- (二) 数量

- ア 総合実践実習装置 二式

- イ 情報処理実習装置 二式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県出納局管理課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年七月七日

四 落札者の名称及び住所

- (一) 名称 株式会社甲府情報システム

- (二) 住所 山梨県中央市流通団地二丁目五番一号

五 落札金額 三千八百八十二万六千円



- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月二十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番